

第4章 人的支援の受入れ

1 基本的な考え方

災害発生直後から復旧・復興の段階に至るまで、被災市町村では、様々な分野・職種で人的支援が必要となる。特に、避難所運営や、罹災証明書の発行などの業務はマンパワーが不足する上、平常時の業務との関連が乏しく、新たに発生する業務であるため、災害発生直後から相当な量の人的支援の受入れが必要となる。そのため、被災市町村では、人的支援が必要となる業務を的確に把握し、速やかに応援の手続を行う必要がある。また、大規模災害発生時には被災市町村の要請を待たずに、県から連絡員や応援職員が派遣されることもあるため、人的支援の受入れ体制について、平常時から整備を進める必要がある。

2 人的支援の受入れ・応援職員派遣の全体像

(1) 広域的な応援の枠組み

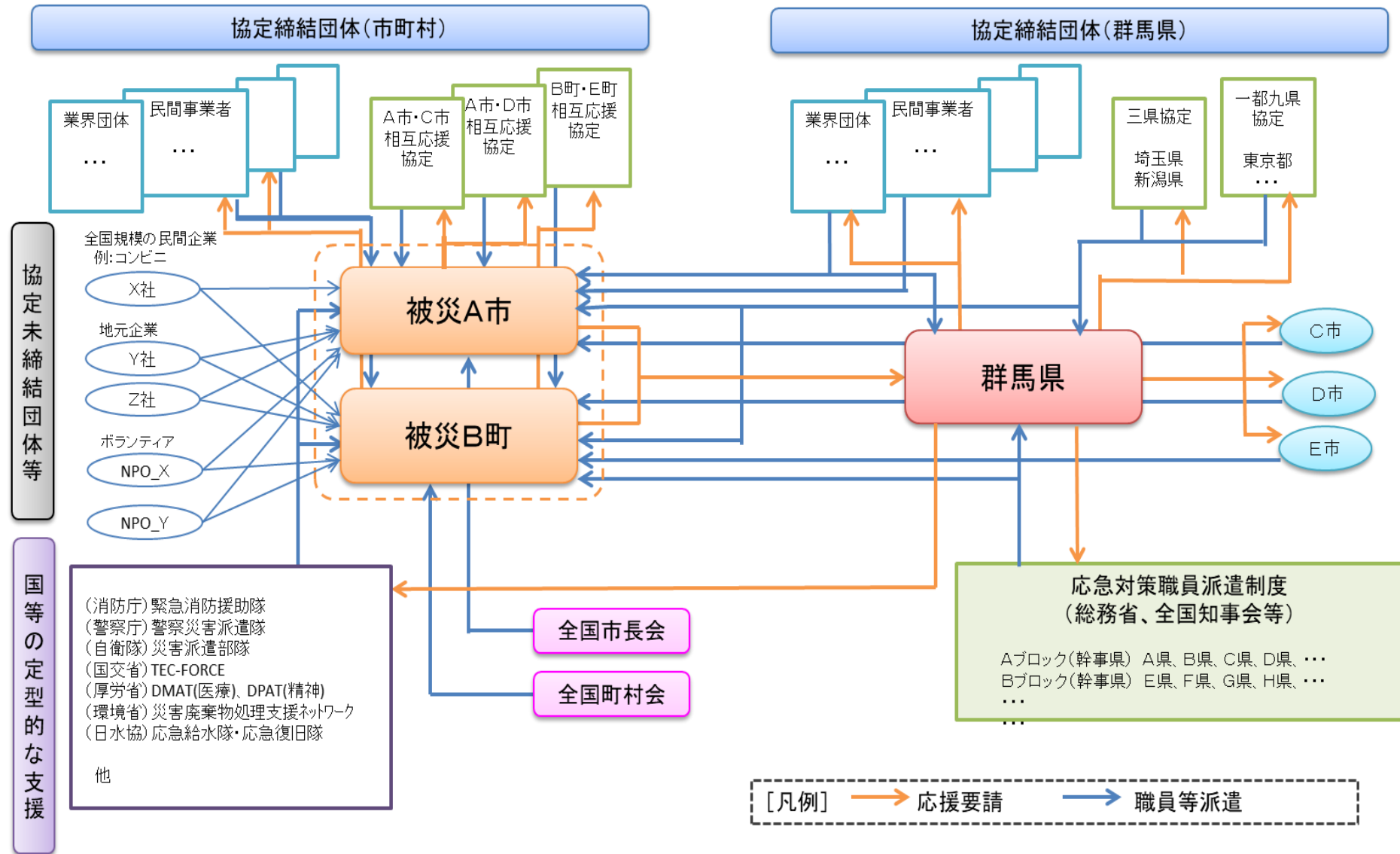
受援・応援は災害対策基本法をはじめ、個別の相互応援協定に基づくものなど様々な枠組みの中で、国、地方公共団体、民間団体やボランティアなど多様な主体の関わりにより実施されている。基本的な枠組みと応援の種類・その主体及び応援要請と受援・応援の関係は次のとおりである。

<基本的な枠組み>

基本的な枠組み	応援の種類・その主体
市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援 都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	応急対策職員派遣制度 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援(全国知事会の調整) 全国市長会・全国町村会の調整による応援 指定都市市長会の調整による応援
指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等による定型化された応援 ・(消防庁)緊急消防援助隊 ・(警察庁)警察災害派遣隊 ・(自衛隊)災害派遣部隊 ・(国交省)緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) ・(厚労省)救護班・災害派遣医療チーム(DMAT) ・(厚労省)災害派遣精神医療チーム(DPAT) ・(環境省)災害廃棄物処理支援ネットワークD.Waste-Net など
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)策定)を参考に作成

< 応援要請と受援・応援の関係（基本形） >

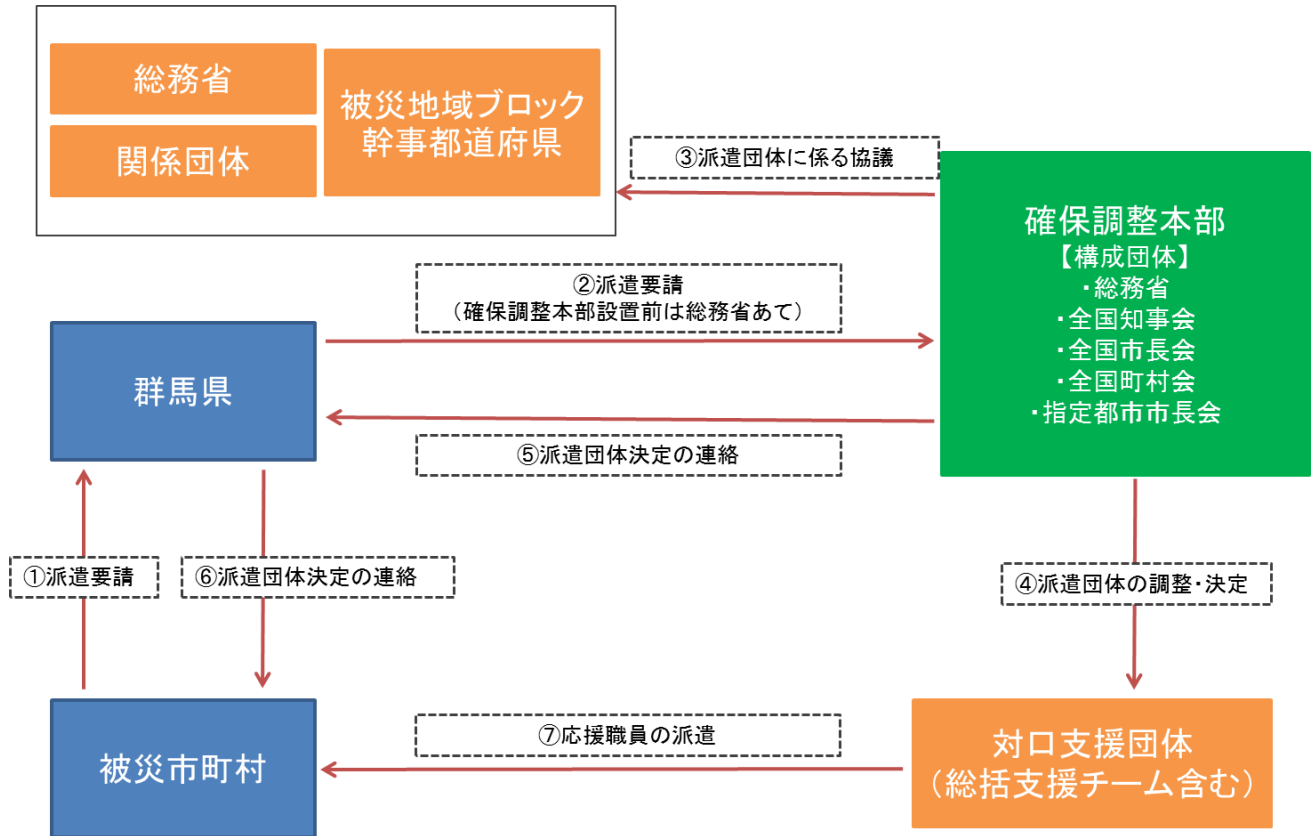


「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

(2) 他の地方公共団体からの職員派遣

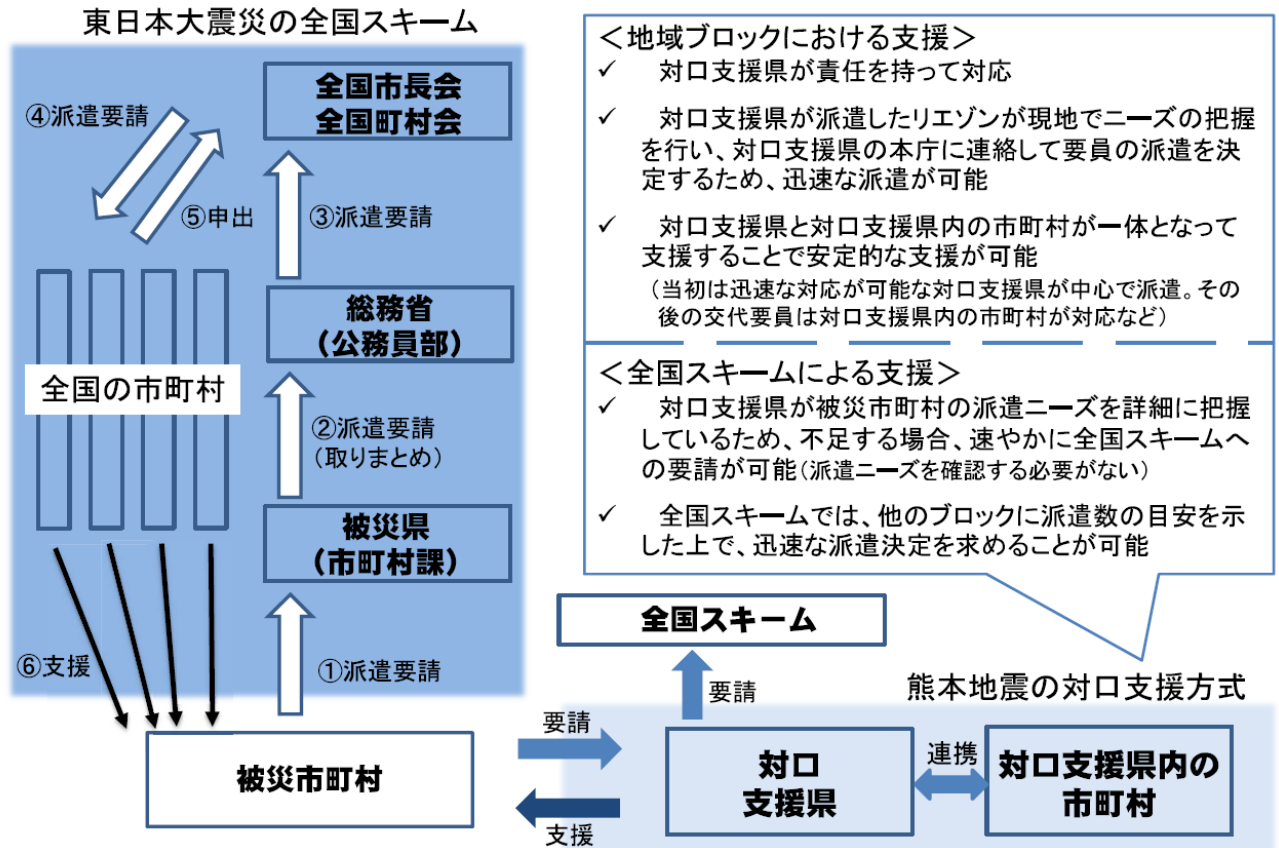
県外の地方公共団体からの応援職員派遣の枠組みは次のとおりである。

＜応援職員派遣の枠組み（応急対策職員派遣制度）＞



「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル」（総務省策定）を参考に作成

【参考】東日本大震災及び熊本地震における全国市長会及び全国町村会の調整による職員派遣スキーム



「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」(総務省) から抜粋

3 応援必要人数等人的ニーズの把握・取りまとめ

- (1) 受援班／担当は、災害対策本部各班において応援が必要な人員を取りまとめるものとする。
- (2) 受援班／担当は、上記(1)の取りまとめに当たっては、応援必要業務・必要人数等応援職員のニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめる。
 - ア 応援業務の内容
 - イ 必要となる応援職員の職種及び人数
 - ウ 必要な資格・経験
 - エ 応援場所及び応援場所への交通手段
 - オ 応援の期間
 - カ 応援要請責任者の氏名及び連絡先
 - キ その他必要事項

(応援必要人員報告書：67頁(様式2-1))

(取りまとめ様式：72頁(様式4-1))

なお、「群馬県災害時受援・応援計画」では、県における人的ニーズは、次のとおり取りまとめることとしており、各市町村においても同一様式を使用することが望ましい。

<群馬県災害時受援・応援計画>

(第3章 人的支援の受入れ・応援職員の派遣)

3 応援必要人数等人的ニーズの把握・取りまとめ

(1) 県における人的ニーズ

- ア 災害対策本部各班において応援が必要な人員については、「第2章 支援の受入れ・応援体制 7 業務に応じた職員の再配置」により対応する。
- イ 上記アによってもなお不足する場合は、各部総務班は、応援者の職種・必要資格等を明確にした上で、必要業務・必要人数を決定し、受援・応援チームに報告する。

(報告様式：資料編55頁(様式2))
- ウ 受援・応援チームは、各部からの報告を取りまとめる。

(取りまとめ様式：資料編59頁(様式4-1))

4 人的支援の要請・決定の連絡

受援班／担当は、被害が甚大で被災市町村のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる職員の派遣について、必要に応じ、調整会議を開催し、県等に広域的な応援を要請するものとする。

(1) 県への要請・決定の連絡(応急対策職員派遣制度による職員派遣を含む。)

- ア 災害対策基本法第68条に基づき、県受援・応援チームに次の事項を記載した文書を提出するものとする。

ただし、いとまがない場合は、県連絡員への口頭連絡や電話・FAX等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 応援業務の内容

第4章 人的支援の受入れ

- (ウ) 必要となる応援職員の職種及び人数
- (エ) 必要な資格・経験
- (オ) 応援場所及び応援場所への交通手段
- (カ) 応援の期間
- (キ) 応援要請責任者の氏名及び連絡先
- (ク) その他必要事項

(応援要請様式：69,70 頁（様式 3－1，3－2）)

イ 要請を受けた県受援・応援チームは、「群馬県災害時受援・応援計画」に基づき、県職員や県内市町村職員、他都道府県地方公共団体職員等の派遣を調整することになる。

ウ 応援職員の派遣の決定に当たっては、県受援・応援チームから応援要請市町村（受援班／担当）に対し、応援地方公共団体等ごとに次の情報をできる限り記した応援受援管理帳票が送信されることになる。

- (ア) 応援組織名
- (イ) 所在地
- (ウ) 担当者名
- (エ) 担当者連絡先
- (オ) 応援業務
- (カ) 派遣人数
- (キ) 派遣先
- (ク) 出発予定・到着予定
- (ケ) 派遣手段
- (コ) 派遣終了予定日
- (サ) 応援内容に基づく協定等
- (シ) 有償の応援（金額等）
- (ス) 備考

(応援受援管理帳票様式：66 頁（様式 1－2）)

(2) 相互応援協定締結先市町村等への要請・決定の連絡

各協定の様式等に基づき要請するとともに、応援職員の派遣の決定に当たっては、応援地方公共団体等ごとに上記（1）の応援受援管理帳票の提出を求めるものとする。

(3) 既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援等）に係る要請

既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援等）に係る要請については、既に定められたスキーム等に基づき、各担当班が支援を要請するとともに、受援班／担当に要請内容を報告することで情報共有を図るものとする。

既に定められたスキーム等が不明な場合は、上記（1）により県受援・応援チームへ要請するものとする。

5 応援職員の受入れ

(1) 応援職員の把握・取りまとめ

ア 受援班／担当は、応援要請先から上記 4 による応援受援管理帳票の送信を受けたときは、当該帳票に次の情報を記した上で、人的・物的資源管理表に入力し、応援職員の把握・取りまとめを行うとともに、関係各班と情報共有を行うものとする。

- (ア) 受信日時

- (イ) 受信者名
- (ウ) 受信者連絡先
- (エ) 備考

(人的・物的資源管理表様式：63 頁（様式 1－1））

イ 受援班／担当は、上記アの入力後、当該帳票に次の情報を記すものとする。

- (ア) 書類番号
- (イ) 入力者名
- (ウ) 備考

(2) 便宜供与

ア 装備・資機材、宿舎等

受援班／担当は、国及び応援自治体等からの応援職員について、応援側で、携行品や現地での活動に必要な資機材、宿舎等を確保するよう要請するものとする。

受援班／担当は、応援側で手配できない場合、関係各班と協力して食料や飲料水、資機材等を確保するとともに、宿泊場所として庁内会議室等を提供等するものとする。

イ 執務環境

受援が想定される業務については、各業務担当所属において、あらかじめ応援職員のための執務スペース等を検討するとともに、必要に応じ、業務マニュアルを作成しておくものとする。

業務マニュアルを作成しない場合においても、業務に係る基本情報やフロー、協力機関の連絡先等を簡潔に整理しておくものとする。

6 応援期間の確保

応援職員は、被災市町村の各種災害対策の進捗状況が十分把握できていない中で投入されることが多い。また、応援業務の内容や方法は、必ずしも標準化されていないため、応援職員は被災地において改めて業務の内容や方法について理解する機会や引継ぎが必要となる。このため応援業務の実施には、被災地の状況や災害対策の実施状況、業務の内容や方法等を理解するための準備期間が必要となる。

こうした状況の中、職員の派遣期間が短すぎると、被災市町村による応援側への説明等の機会ばかりが増え、負担が増すことにつながる。応援職員の派遣期間は、最短でも1週間以上を基本とするものとする。

7 市町村業務に対する災害ボランティアの支援

災害対策本部各班において災害ボランティアによる支援が必要な場合の要請等について、あらかじめ市町村社会福祉協議会と要請の手順・派遣方法等について調整しておくものとする。